

「判断力批判」の研究(1)

—反省的判断力について—

黒田敏夫

「純粹理性批判(Kritik der reinen Vernunft)」、「実践理性批判(Kritik der praktischen Vernunft)」、「判断力批判(Kritik der Urteilskraft)」はカントの三批判書と呼ばれるのは周知のことである。カント哲学の真髄はどの書物にあるかということ、私としては「純粹理性批判」がカントの批判精神が論理的かつ明確に表され、第二批判(実践理性批判)、第三批判(判断力批判)へとつながる論議も含まれており、最も評価されるべきだと思うのであるが、それは人によって意見の分かれるところである。現にドイツ観念論は第三批判における目的論を構成的原理と見なし発展していったのである。ゲーテのカント解釈はさておき、かれは「判断力批判」を手にし、「この書に私は最もよろこばしい生涯の一時期を負っている。ここに私は私の最も離れ離れの仕事が並んで置かれているのを見いだしたのである。芸術の産物と自然の産物とが共に等しく取り扱われている。」^①と述べているように大きな影響を受けている。ゲーテは目的なき合目的性の立場は芸術と自然の内面的関連を明らかにしていると見なし、評価したのである。

さてこの小論では「判断力批判」で主題的に取り扱われている「判断力」の意味と意義を、カント哲学に対する誤解が取り除けるように考えてみたい。

カントは1771年6月7日付けのマルクス・ヘルツ(Marcus Herz, 1747-1803)宛の書簡^②の中で「いま私は、感性和理性との限界という題目のもとで、感性界のために規定された根本概念ならびに法則の関係と、趣味論・形而上学および道徳の本性をなすものの輪郭と併せ含むべき著作を、いささか詳細に仕上げる仕事に没頭しています。」と述べているように、「判断力」の

問題は「趣味論」の中で展開される計画があったことを匂わせている。

「趣味の批判 (Kritik des Geschmacks)」とはそもそも「美に対する批判的評価を理性原理の下にもたらし、その評価の規則を学に高めようとする希望」⁶⁹であり、これはバウムガルテン (Alexander Gottlieb Baumgarten, 1714-1762) の計画であった。「純粹理性批判」の中でもいえるが、「判断力」についてのカント自身の考えも「趣味論」という言葉を使い始めた当初から首尾一貫したのではなく、「判断力批判」を書くに至るまでには紆余曲折を経ている。

ところで、「理論理性 (theoretische Vernunft)」と「実践理性 (praktische Vernunft)」との間の媒介者としての「判断力」について「判断力批判」を独立して書こうと決意したのは「実践理性批判」を書き終え、「純粹理性批判」の第二版を出した頃 (1787年) と察せられる。それは1787年12月28日付けのラインホルト (Karl Leonhard Reinhold, 1758-1823) 宛の書簡⁷⁰で、カントは「趣味批判」に従事していること、「精神の能力は認識能力、快・不快の感情、欲求能力の三種ある」こと、そしてそれぞれが先天的原理を持ち、理論哲学、目的論、実践哲学の三部門を構成することを認めている。ところで、この快・不快の感情の先天的原理に関しては「先天的な規定根拠に乏しい」と見なしている。更にその「趣味批判」は「目的論」であると述べている点も注目に値する。「趣味批判」が初めて「判断力批判」を呼ばれるようになったのは、1790年1月21日付けのキーゼヴェッター (Johann Gottfried Karl Christian Kiesewetter, 1766-1819) 宛の書簡⁷¹とテオドール・ド・ラガルド (François Théodore de Lagarde) 宛の書簡⁷²においてである。そして1890年に認識能力や欲求能力とは独立した第三の精神の能力としての快・不快の能力の先天的原理を明らかにする「判断力批判」を書くに至ったのである。

二

「判断力批判」においてはある種の目的論が展開され、これはカントの考えが批判期前の立場に戻ったといわれるところでもある。⁷³しかし、そのように単純に言い切れるものではない。そこで次にカントの批判期前の目的論について少し眺めてみよう。

カントの処女作「天体の一般自然史及び理論」(1755)においては、世界

は調和の世界として描かれており、自然法則に従う自然も神による調和の下にある、と考えられている。この作品に見られるように、批判期前のカントの自然観は機械論と目的論の結合を目指している。つまりカントはニュートン力学が示すような宇宙の力学的秩序そのものの中に神的なものを見るのである。「存在するもの」とはどのように有るかという、まず「必然的存在者」としての神が有り、神は物の「内的可能性」(本質)の根拠となっていると考える。次にその下に「偶然的存在」としての有限な諸実体の世界が存在し、神以外の存在者は「偶然的存在」であり、これらが存在するのは「決定理由(原因)」をもつからであると考ええる。カントはニュートンの力学的機械論的自然観に大きな影響を受け、これは人間にとって重大な課題であると考ええる。カント自身は新たな意味での「時間」、「空間」概念を構成してその課題に取り組んで行く。ところで、ニュートンは客観的数学的な「空虚な」「絶対空間」と「絶対時間」を考えた。彼は原子論者のように、まず空虚な空間を考え、その中に有限な諸実体が存在し、相互に実在的な引力を及ぼし合っていると考えた。力学的機械論的自然観と目的論的自然観の論争のポイントは、ニュートンの弟子のクラークとライプニッツによる「ライプニッツ＝クラーク往復書簡集」(1717)を見るとよく分かる。ライプニッツはニュートンの考えについて「ニュートン氏とその学徒は神の作品に就いても非常に奇妙な見解を持っています。彼らによると、神は時々その時計を巻き直す必要があります、それをしないと時計の動きが止まってしまうというのです。それでは神は時計に恒常的運動を与えるだけの洞察を持ち合わせていなかったこととなります。彼らによると、神の作ったこの機械は非常に不完全であるから、時計師がその作品に対してするように、神は時折異常な協同作業によって機械の埃も払わねばならず、修理もしなければならぬというのです。」^⑧と述べ、神は時々ねじを巻かなければ時計は止まってしまうというのがニュートンの考えであると指摘した。これに応えて、クラークは時計が「時計師の補助なしに動き続けるように、この世界は神の干渉がなくとも動き続ける大いなる機械である」という考えは、唯物論及び宿命論のもの^⑨であると反論した。

カントもこの難問に取り組み、その解決方法としてニュートンの機械論的自然観を、論敵であるライプニッツ的な神観や目的論で根拠づけようとしたのである。これが彼の機械論と目的論の結合ということであり、本来無理な

統合であるといえる。

ニュートンの学問への態度は近代の自然科学者のそれである。よくいわれるように彼は自然現象の形而上学的原因(What)ではなく、その在り方(How)を数学的記述によって表すことに関心をもったのである。例えば「引力や衝撃についても、同じ意味で、加速のおよび起動的と呼ぶことにする。また引力とか、衝撃とか、中心に向かわせる任意の種類傾向とかいった言葉は、区別なくたがいに無差別に使い、それらの力は物理的ではなく数学的にだけ考えなければならない。」⁽⁴⁰⁾と述べているように、その在り方の数学的記述を問題にしている。ニュートンは17世紀自然科学の特徴である仮説をたてそれは検証されることによって真とされるという実験的方法の精神を引き継ぎ、近代自然科学を確立したのである。カント自身も近代自然科学の確立の成功の原因は、この実験的方法の導入にあったことを自覚している。それに対してライプニッツやヴォルフ派は形而上学的原因の探求に大きな関心があったのである。

1755年以降のカントはニュートンの力学的機械論的自然観を受け入れたうえで、有限な実体は神が共通の原因であることにより、相互に引力を及ぼし合っており、相互作用をもつ諸実体の存在をもとに、関係秩序としての(この点ではライプニッツ的に)物理空間を考えた。しかし、1760年代の終わり頃には、ニュートンの「絶対空間」の考えをカント独自の仕方で受け入れ、諸実体とは独立した「絶対空間」を考えなければ、幾何学や力学は成り立たないと考えた。そしてア・プリオリ(a priori)な直観形式としての「空間」という考えに至るのである。1770年の就職論文「感性的世界と知性的世界との形式と原理」でその考えを明らかにしている。

ライプニッツもニュートンもカントも自然の中の必然的な規則性やその形而上学的原因を神に帰しているといえる。しかし、彼らの考えの違いは、その神や神的働きを汎神論的に見るか超越神的に見るかであり、そこが問題になる点である。ライプニッツや批判期前のカントは内在的、汎神論的な神観に立って自然の中に神的秩序を見た。それに対してニュートンは自分は数学的に見ているにすぎないといいつつも、「神の連続的支配と監督がなければ何事も行えないということは、彼の作品をけなすことではなく、その栄光をたたえることです。」⁽⁴¹⁾と述べているように、外的、超越的な神の支配を認めるのである。

批判期前のカントも勿論、形而上学に対して深い関心を持っているのであるが、それと同時にニュートン力学から常に強い刺激と影響を受け続けている。カントの批判期前から批判期への移行は独断の形而上学との決別という思想的転向の経験であるが、ニュートン力学に影響され、確実な学としての哲学、即ち新しい形而上学を求めていくという学問に対する姿勢は終始一貫している。

ところで「判断力批判」の目的論は批判期前の立場への回帰であるという見方もあるが、それはあまりにも荒っぽい言い方であり、カントの批判精神による目的論と批判期前の目的論とは本質的に違うものである。批判期前の目的論は伝統的なヴォルフ主義的目的論であり、自然における実体間の相互作用は神を共通の原因とするというものであるが、「判断力批判」における目的論はカントの批判精神に基づいた目的論である。以下、カントの批判哲学の構造を明らかにしながら、カントの反省的判断力の意味と意義を考察し、彼の目的論の独自性について考えてみたい。

三

「純粋理性批判」では自然界の現象を理解する能力は「理論理性 (theoretische Vernunft)」、即ち「悟性 (Verstand)」と呼ばれ、これは自然科学的認識能力である。ところで「悟性」はア・プリオリな原理である「純粋悟性概念 (Kategorie)」をもち、それを「感性 (Sinnlich)」において受容された対象に対して適用して自然科学的認識を成立させるのである。

次に「実践理性批判」で扱われるのが「欲求能力 (Begehrungsvermögen)」としての「実践理性 (praktische Vernunft)」である。また、そこでは「べし (Sollen)」という「道徳法則」や「自由」に関する「実践的認識」が問題にされている。「第二批判」では目的論は展開されないが、「目的」という概念は使われている。例えば「実践的規則は目的としての結果に対して手段としての行為を定めるものであるから、つねに理性の所産 (ein Produkt der Vernunft) である。」⁽¹²⁾ と述べられている。

人間の行為の主体は「意志 (Wille)」であり、「意志」の本質は「自由 (Freiheit)」であるので、行為は自然因果律には支配されないのである。そこでカントは新しい意味で人間の叡智性を神的叡智界においてではなく人間の自由において見たのである。そして人間の叡智性を道徳の問題としたので

ある。

「実践的自由 (praktische Freiheit)」は「先験的自由 (transzendente Freiheit)」によって基礎付けられる。「純粋理性批判」の「弁証論」、第三の「二律背反 (Antinomie)」、定立において、「先験的自由」は「一種の因果性」であり、「自由の因果律」であるといわれる。また、それは「現象をみずから始めるところの原因の絶対的自発性 (eine absolute Spontaneität)⁽¹³⁾ であるといわれる。勿論、人間の行為のなかには経験的原因によって説明できるものもあるが、行為は本来、「実践的自由」によるものである。叡智的原因をもつものといえる。ところで、実践的認識は「存在すべき」ものの認識であるといわれるが、善なる行為は、経験的原因によるのではなく叡智的原因によるものでなければならない。カントは人間の行為を原因—結果の因果律で見ようとしている。全ての人間の行為が自然因果律に従うとは限らないが、原因—結果の系列的関係に類比させて自然因果律に従わない叡智的原因—叡智的行為の「ある種の因果律」を考えている。さて、人間の行為を「動機」から見るか、「目的」から見るかであるが、カントはそれを両方から見て、結び付けている。つまり、行為の道徳性を「動機」の「純粋性」に求めたり、「目的」を実現するための「手段」との関係で見たりするのである。

「もし幸福たらんと欲すれば、何々すべし」というような命令は「仮言的命令 (hypothetischer Imperativ)」といわれ、道徳法則とは区別される。道徳法則の命令は目的を達成するための命令ではなく、道徳法則そのものを目的とする無条件の絶対的な命令であり、「定言的命令 (kategorischer Imperativ)」と呼ばれる。「意志」である「実践理性」が普遍的法則である「道徳法則」に従うとき、道徳的善 (最上善) が達成されるのである。

四

次に、快・不快の能力とされる「判断力」について考えてみよう。カントは「判断力一般は、特殊なものを普遍的なもののもとに含まれているものとして思考する能力である。」⁽¹⁴⁾ と述べ、「判断力」には「規定的判断力 (bestimmende Urteilskraft)」と「反省的判断力 (reflektierende Urteilskraft)」の二つがあると考える。

「規定的判断力」とは「普遍的なもの (規則、原理、法則) が与えられて

いるなら、特殊なものをもそのもとに包摂する判断力⁽¹⁵⁾ のことである。全ての表象は「普遍的なもの」か「特殊なもの」かのいずれかであり、「判断力」とはこれらをつなぐ働きである。従って、「理論理性」や「実践理性」の働きはこの内に入れて考えられる。「理論理性」による「概念的認識」は「感性的直観」として与えられた対象（特殊なもの）に「純粹悟性概念」（普遍的なもの）が適用されて成り立つ。つまりこれは「包摂的判断」であることが分かる。

「実践的認識」は「普遍的なるもの」である「道徳法則」の命令のもとに「特殊なるもの」、即ち「自由なる主体」が行為へと促されることによって道徳的価値、即ち善が生じることによって成立する。また、「実践理性」は目的そのもの、究極目的（Endzweck）の能力であるといわれる。目的そのものは「道徳法則」によって無条件に課せられ、それを感性的世界に実現されるべきだとされる。従って、「自然は、おのれの形式の合法則性が、自由にもとづく諸法則にしたがって自然のうちで実現されるべき諸目的の可能性と少なくとも調和するというふうにも、思考されえなければならない。」⁽¹⁶⁾ 言い換えれば、自然認識は道徳目的を巧みに実現する手段と見られたとき、「判断力」の立場より「技巧的（technisch）」と見なされる。この場合、目的は普遍的なものとして、理性によって立てられているので「判断力」は「規定的」に働くのである。「規定的判断力」は「普遍的なるもの」から「特殊なるもの」へ進むので独自の原理を必要としないのである。

この普遍から特殊への方は「演繹的（deduktiv）」といわれる。カントの場合、この「普遍的なるもの」の前提にはア・プリオリなものがあり、これが客観性と普遍性を保証しているという特徴がある。カントのこの前提は、実験、検証されるべき仮説ではなく、誰がみても疑うことのできない明らかなる真理であり、数学的な、論理的な、そして哲学的な意味をもつものである。この考えは独断的とか非科学的とかいわれるべきものではないと思われる。それは、近代自然科学の「実験的方法（experimentale Methode）」に触発されたカントの「批判的方法（kritische Methode）」といわれる哲学の方法の前提にあるものである。

「特殊なるもの」から「普遍的なるもの」を見いだすのが「反省的判断力（reflektierende Urteilskraft）」である。なぜ「反省的判断力」が必要とされるのであろうか。自然界には「純粹理性批判」において基礎付けられた

「因果律」のような「力学的法則」の他に「重力の法則」のようにア・プリオリに演繹されない「経験的法則」が多数存在するからである。これらの「経験的法則」は本来、観察と実験によって検証されるべきものであるが、私たちの理性はここに留まることを許さず「特殊なる経験の集積はその体系として考察さるべきこと」⁽⁴⁷⁾を要求する。そこで「判断力はおのれ自身の使用のために次のことをア・プリオリな原理として想定せざるをえない。すなわち、それは、特殊的な（経験的な）諸自然法則において人間の洞察にとっては偶然であるものも、それにもかかわらず、それらの特殊的な諸自然法則の多様性を結合して、それ自体で可能な或る経験として統一するような、私たちにとってはなるほど究明されえないが、それでも思考されうるそうした法則的統一を含んでいるということである。⁽⁴⁸⁾ われわれの悟性にとっては偶然なものとして認識するところのこの法則的統一を、反省的判断力はわれわれの認識力に対する合目的性の原理の上から思惟しなければならないのである。

「特殊なるもの」から「普遍的なるもの」を見いだすといわれるとき、その「特殊なるもの」について、それは一体何か、今一度考えてみよう。カントは、自らが直観の内容を生み出す「直観の悟性」の能力や自己を特殊化する「具体的普遍」の概念を認めていない。一つの自然は二つの側面から考えられる。「特殊なるもの」とは「形式的に見られた自然（*natura formaliter spectata*）」に対して「内容的に見られた自然（*natura materialiter spectata*）」⁽⁴⁹⁾である。この経験的自然は、自然が「意図なしに、しかも判断力の超越的原理（*transzendentes Prinzip*）に調和するごとく自己を特殊化し、体系化するのである。」⁽⁵⁰⁾それは「あたかも同じく或る悟性（たとえ私たちの悟性ではないとしても）が、特殊的な諸自然法則にしたがう経験の或る体系を可能ならしめるため、私たちの認識能力のために与えておいたかのような、そのような統一にしたがって考察されなければならないということにはかならない。」⁽⁵¹⁾このように「自然の特殊化の法則（*das Gesetz der Spezifikation der Natur*）」が判断力の先験的原理として考えられ、それは同時に形式的合目的性の原理を意味していることが分かる。以上のように「反省的判断力」は「特殊なるもの」、すなわち経験的法則から出発して、「普遍的なるもの」である「一つの体系（*ein System*）」を、即ち合目的性の原理から見た自然を、発見するのである。このような「特殊

的なるもの」から「普遍的なるもの」への方向は帰納的推理や経験的一般化の方向であるが、それはカント独自の哲学的意味をもつのである。

五

「悟性が規則によって現象を統一する能力であるとするれば、理性は悟性の規則を原理の下に統一する能力である。」⁽²²⁾ と述べられているように、理性は悟性的認識をさらに統合して絶対的統一へともたらそうとする。理性の働きが悟性に関係する時、それは「統整的使用 (regulativer Gebrauch)」と呼ばれ、理性本来の働きである。これに対し理性が感性に働きかけることは「構成的使用 (konstitutiver Gebrauch)」といわれ、対象構成の理性の働きは理性の誤った使用となる。判断力は広義の理性の働きであるが、「反省的判断力」の働きとは、理性を統整的に使用することである。「反省的判断力」が対象とするのは経験的な自然法則であり、これらに体系的統一を求めるのである。無数の経験的自然法則について反省するとは、その与えられた内容を自己自らに与えた原理、すなわち自然の合目的性の原理によって、あたかも自然が合目的な体系的統一をもっているかのように、「判定 (Beurteilen)」することである。

「反省的判断力」は「自然に（自律として）ではなく、おのれ自身に（自己自律として）自然に関する反省のために一つの法則を指定する」⁽²³⁾ といわれる。「自律 (Autonomie)」ということで考えてみると、「実践理性」の場合は、立法機能たる「意志 (Wille)」と、その執行機能たる「自由意志 (Willkür)」の二側面を持つ。「意志」は「自由意志」が従うべき「道德法則」をその所産として自己立法するのである。「実践理性批判」の「自律の自由」は自己自身へ立法を課す自由と、それを執行する自由を意味している。「実践理性」は「規定的判断力」であり、「意志」の所産である「道德法則」は主観的ではあるが普遍的法則である。それに対し「反省的判断力」の場合は「自己自律 (Heautonomie)」としての一つの法則を、具体的には合目的性の原理を、自己自身に指定し、それによって経験的自然のうちに体系的統一を求めるのである。

「理性」は「体系的統一」の働きであるといえる。「純粹理性」とは「感性」、「悟性」、「実践理性」、「判断力」の能力を表し、それぞれが「体系的統一」の働きをもっている。「判断力」の中の「反省的判断力」は全く新しい

「体系的統一」の仕方を示している。カウルバッハは次のように述べている。「理性自身は『体系的』なものである。…… 理性は、認識によって自己がかかり合う『対象』そのもののなかにも見いだそうと試みるのであるが、それは、これらの対象のなかには『未解決』で、完結していなく、したがって処理できないものは何も残らないようにするためである。」⁽⁹⁴⁾ 「反省的判断力」は経験的法則の統一の体系化、すなわち統一の新しい方法によって、「偶然」の克服を試みるのである。これが「特殊的なるもの」から「普遍的なるもの」を見いだす方法であり、自然があたかも合目的性を持っているかのごとくに自然を考察し、それに「体系的統一」を与える方法である。

「規定的判断力」の働きは「演繹的」であるのに対し、「反省的判断力」の働きは「帰納的」である。ところで、「帰納的推理」には「帰納的飛躍」の問題があった。周知のように、J. S. ミルは「帰納的推理」によって一般的法則を定立するためには、「自然の斉一性」の前提が要求されると考えたのである。カントもこの問題に「純粹理性批判」の「弁証論への付録」のなかで既に取り組んでいる。「普遍がすでにそれ自身確実なものとして与えられており、その場合には、必要なのは包摂のための判断力だけであり、特殊は判断力によって必然的 (apodiktisch) に規定される。」⁽⁹⁵⁾ とカントは考え、これを理性の「必然的使用」と呼んでいる。他方、「普遍が単に蓋然的 (problematisch) に想定せられ、単なる理念にすぎず、特殊は確実ではあるが、しかしこの帰結として生じた特殊に適用される規則の普遍性はまだ蓋然的なものである …… そしてもしすべての提示される特殊な場合がこの規則から由来するように見えるなら、規則の普遍性が推定され、しかも後には、それ自身与えられてもいないあらゆる場合がこの規則に基づいて推論されるにいたるのである。」⁽⁹⁶⁾ と述べ、これを理性の「仮言的使用」と呼んでいる。ところで「体系的統一」はどのような原理のもとになされるかという、第一は多様なものも、より高次の類 (Gattung) のもとでは同種性 (Gleichartigkeit) をもつという「形式の同種性 (Homogenität) の原理」、第二は同種なものも、より低次の種のもとでは多様性 (Varietät) を持つという「形式の特殊化 (Spezifikation) の原理」、第三は体系的統一を完成するためのもので、すべての概念は類同性 (Affinität) を持ち、一つの種から他の種への段階的な連続的移行を命ずる「形式の連続性 (Kontinuität) の原理」である。この第三の原理こそ「判断力批判」でいえば「反省的判断

力」の課題にはかならないと思われる。このように「判断力批判」はカントの批判哲学のなかで発展的に展開されたものであると考えるべきであろう。(次号へ続く)

註

- (1) ゲーテ「科学方法論」(潮出版社、ゲーテ全集第十四巻、1980年) 8頁
- (2) 1771年6月7日付けマルクス・ヘルツ宛書簡(Kant's Gesammelte Schrif ten. A121-124. Herausgegeben von der Königlich Preussischen Akademie der Wissenschaften.) 以下K.G.S.と記す。
- (3) Kritik der reinen Vernunft A21 (以下 K.d.r.V.と略す。)
- (4) 1787年12月28日付けラインホルト宛書簡 (K.G.S.X A513-515)
- (5) 1790年1月21日付けキーゼヴェッター宛書簡 (K.G.S.XI A125-126)
- (6) 1790年1月21日付けテオドール・ド・ラガルド宛書簡 (K.G.S.XI A123-125)
- (7) 高坂正顕「カント」(理想社、1977年) 277頁「かつては構成的原理として考えられたであろう目的論は、今単に反省的判断力の原理として、言わば単に主観的原理として再生するのである。」と若き日の目的論と第三批判の目的論の違いを指摘している。
- (8) G.W.ライプニッツ「ライプニッツ論文集」(日清堂書店、1976年) 38頁
- (9) 同上 42頁
- (10) ニュートン「自然哲学の数学的諸原理」(中央公論社、世界の名著、1971年) 64頁
- (11) G.W.ライプニッツ「ライプニッツ論文集」(日清堂書店、1976年)
- (12) Kritik der praktischen Vernunft S36 (以下K.d.p.V.と略す。)
- (13) K.d.r.V. B475
- (14) Kritik der Urteilskraft Einleitung X X VI (以下K.d.U.と略す。)
- (15) K.d.U. Einleitung X X VI
- (16) K.d.U. Einleitung X X
- (17) Erste Einleitung § II S186
- (18) K.d.U. Einleitung X X X III
- (19) K.d.r.V. B165
- (20) 高坂正顕「カント」(理想社、1977年)293頁
- (21) K.d.U. Einleitung X X VII
- (22) K.d.r.V. B359
- (23) K.d.U. Einleitung X X X VII
- (24) カウルバッハ「イマヌエル・カント」(理想社、1978年) 281頁-282頁
- (25) K.d.r.V. B674

(26) K.d.r.V. B674-675